

介護老人保健施設ひらの通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 特定医療法人誠仁会が開設する介護老人保健施設ひらの(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保健法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 ひらの
- (2) 開設年月日 平成12年3月31日
- (3) 所在地 兵庫県神戸市西区平野町大畑6番1
- (4) 電話番号 078-963-2270 FAX番号 078-963-2272
- (5) 管理者名 藤田 俊哉
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2855280059)

(従業員の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の基準とする職種、員数は、次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 管理者 | 1人 |
| (2) | 医師 | 1人(管理者兼務) |
| (3) | 看護職員 | 1人 |
| (4) | 介護職員 | 7人 |
| (5) | 理学療法士 | 2人(施設兼務) |
| (6) | 管理栄養士 | 1人(施設兼務) |
| (7) | 事務員 | 2人(施設兼務) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の管理・指導を行なう。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行なう。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行なう。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行なう。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行なう。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行なう。
- (8) 事務員は、介護保険における請求及び利用者への請求業務等を適正に行なう。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。(但し12月31日から1月3日の間は休業)
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、30人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)医師、理学療法士及び作業療法士等リハビリスタッフによって作成される

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保健給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料等を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

神戸市西区及び明石市東部とする。

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項は別紙のとおりとする。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。

- (1) 防火管理者には管理部長を充てる。
- (2) 火元責任者には、各部署の責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当る。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
(うち最低1回は夜間想定した訓練を行なう)
 - ② 非常災害訓練の使用方法的徹底・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。
また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第17条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。
服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める特定医療法人誠仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なう。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- 3 栄養士、調理員等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行なう。

(守秘義務)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行なう。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、特定医療法人誠仁会老人保健施設ひらのの役員会において定めるものとする。

(虐待防止)

第24条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

付則

この運営規定は、令和7年5月16日より施行する。